

# 摂津市入札参加資格審査申請書送付要領

(令和5・6年度 希望順位の変更)

令和5～6年度に摂津市が発注する建設工事・設計監理等・物品その他の競争入札に参加するための資格審査を受け、名簿への登録をされた業者様のうち、希望業種の追加又は変更を希望する業者様につきましては、下記要領により必要書類を送付して下さい。なお、資格の有効期間は令和6年度末までとなります。

記

## 1 受付期間

令和5年1月4日（水）から令和5年1月23日（月）まで

**※1月23日（月）必着を厳守してください。**

## 2 送付先 〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 摂津市 総務部 財政課 宛

## 3 参加資格

- (1) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人並びに破産者であって復権していない者でないこと。
- (2) 建設業者にあっては、建設業法に基づく許可及び経営事項審査を受けている者であること。また、他の業者にあってもその営業に関し法令上必要とする許可等を受けている者であること。
- (3) 法人にあっては、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む）並びに法人税と消費税及び地方消費税を完納していること。個人にあっては、市民税、固定資産税並びに所得税と消費税及び地方消費税を完納していること。

なお、非課税の場合は、それを証明する書類を送付すること（ただし、固定資産税非課税の場合、固定資産税に係る非課税証明書の添付は不要です。）

注1：申請において虚偽の記載等があった場合は、資格を取り消すことがあります。

注2：小規模修繕工事契約希望者登録申請と入札参加資格審査申請の両方には申請できません。どちらか一方を選択して下さい。

## 4 有効期間（変更後） 令和5年度～令和6年度（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

## 5 送付部数 1部

（摂津市と摂津市上下水道部で一元受付を行ないますので、1部のみ送付して下さい。）

## 6 送付書類

※必要書類のみ提出してください。

必要書類は、別途ホームページに掲載する送付チェックリストをご参照ください。

NO	送付書類	様 式	摘 要
1	受付書 兼 送付書類チェックリスト	本市指定様式	以下、注釈がない書類は角2以上の封筒で送付すること。
10	委任状 (様式6)	本市指定様式	代表者以外が契約相手となる場合は必要
11	業者カード① (様式7-1)	本市指定様式	※登録フォームから入力の場合は不要
12	業者カード② (様式7-2)	本市指定様式	※登録フォームから入力の場合は不要
13	業者カード③ (様式7-3)	本市指定様式	※登録フォームから入力の場合は不要
31	経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書	コピー可	総合評定値P点を申請していること

※「土木」「建築」業種を希望される市内建設工事事業者につきましては、格付け（ランク付け）に係る書類を提出する必要があります。詳しくはホームページをご覧ください。

## 注意事項

- 1 書類は必ず送付して下さい。
- 2 記載事項に不明点がある場合はお電話でお問い合わせ下さい。
- 3 申請用紙の大きさはA4版を標準とします。ただし、印鑑証明書・登記簿謄本等の原本がA4版以外のものについては原寸のままけっこうです。
- 4 書類は、折らずに角2以上の大さきの封筒に入れて郵送してください。なお、登録フォームへの入力ができない場合は、必ず**No.11・12・13の書類を送付してください。**
- 5 記載事項の基準日は、令和5年1月1日とします。  
ただし、他の法令に規定のあるものについては、直近の基準日で記載してください。
- 6 各証明書又は登記簿謄本等は、直前6カ月以内の発行日のものとします。
- 7 「コピー可」とあるものは、鮮明な複写をもって代用できます。
- 8 「本市指定様式」とあるものは、必ず指定様式をプリントアウトして使用してください。
- 9 事業協同組合として申請される場合は、以下の書類も併せて送付してください。
  - (1) 定款
  - (2) 役員名簿
  - (3) 組合員全員の名簿
- 10 建設業許可のない業種、及び経営規模等評価・総合評定値通知を受けていない業種は申請できません。また、登録期間中に建設業許可又は経営規模等評価・総合評定値通知の有効期間が満了し、かつ次の結果通知を受けていない期間はたとえ競争入札の指名を受け、落札したとしても契約締結ができません。よって入札参加資格停止の対象となってしまいますのでご注意ください。ただし、建設業法施行令第27条の13の規定に定める額未満の工事を除きます。
- 11 送付書類に不足・不備がある場合はお電話で連絡させていただきますので、No.1受付書兼送付書類チェックリストの問い合わせ先の欄には、担当者の連絡先を御記載ください。
- 12 変更申請の際は受領書の返送はありません。
- 13 資格審査の結果については通知しません。(一部についてホームページで公表します。)
- 14 申請書類提出後に内容等の変更が生じた時は、必ず変更届(指定様式)を速やかに送付してください。ただし、資格の有効期間の途中で、業種・区分の追加、業種の希望順位変更をすることはできません。
- 15 **受付番号は、登録フォームの入力完了画面に表示されますので、メモしていただき、No.1受付書兼送付書類チェックリストに御記載ください。**

申請についての問い合わせ先

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 摂津市 総務部 財政課

電話 06-6383-1329(直通)

摂津市ホームページアドレス <http://www.city.settsu.osaka.jp/>